

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月25日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

1 競争入札に付する事項

(1) 業種 シールド工事

(2) 工事件名 朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地
内間送水管(2600mm)用立坑築造工事

(3) 工事場所 埼玉県朝霞市大字膝折地内

(4) 工事概要

立坑築造

発進到達立坑築造 新設 1か所

(5) 工期 手指定の日から360日間

(6) 予定価格 1,979,683,200円(消費税及び地方消費税の額を
含む。)

(7) この工事は、契約締結後にVE提案を受け付ける契約後VE
の対象工事である。

(8) 本案件は、電子入札案件である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(4)までの全ての事項に該当し、この入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

(1) 2者構成による建設共同企業体であること。

(2) 建設共同企業体の代表者及び構成員が、次のアからオまでの要件の全てに適合していること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱

(平成18年4月1日付17水経契第724号)に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368号)第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。

エ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都水道局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。

オ 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たらないこと。)

(3) 建設共同企業体の代表者は、次のアからオまでの要件の全てに適合していること。

ア 東京都における平成27・28年度建設工事等競争入札参加資格の業種23シールド工事の順位格付を有し、かつ、業種04水道施設工事においてA等級の資格を有すること。

イ 平成27・28年度東京都水道局送配水管布設工事(シールド工法)認定業者であること。

ウ 過去10年以内にニューマチックケーソン工法ケーソン1基の掘削平面積40㎡以上かつ掘削深さ40m以上の施工実績(官公庁元請)を有する者。

エ 東京都における平成27・28年度建設工事等競争入札参加資格の業種21潜かんの資格を有している者。

オ 出資比率が他の構成員の出資比率を下回らないこと。

(4) 建設共同企業体の代表者以外の構成員は、次のア及びイの要

件に適合していること。

ア 東京都における平成 27・28 年度建設工事等競争入札参加資格の業種 23 シールド工事の順位格付を有し、かつ、業種 04 水道施設工事において B 等級以上の資格を有すること。

イ 出資比率が 30% を下回らないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出等

(1) この入札に参加を希望する者は、事前に構成員 2 者による建設共同企業体を自主結成し、電子調達システムにより建設共同企業体協定書及び一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を作成するとともに、2(3)ウに示した資格の確認できる契約書の鑑及び実績内容の確認できる書類（コリンズ等）において実績内容の確認できる部分を色づけし、添付しなければならない。これにより難しい場合は、4(2)で示す場所に平成 28 年 1 月 25 日から同年 2 月 8 日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後 1 時から午後 5 時までに、資格確認申告書の写し、2(3)ウに示した資格の確認できる契約書の鑑及び実績内容の確認できる書類（コリンズ等）及び東京都受付票を提出又は提示しなければならない。

(2) (1)により添付、提出又は提示した書類に関し、担当職員から説明を求められたときは、それに応じなければならない。

(3) 資格確認申請書は、次のとおり受け付ける。

平成 28 年 1 月 25 日（月）から同年 2 月 8 日（月）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 6 時まで（最終日は午後 2 時まで）

(4) この工事の申込みについては、他の工事の申込みとの重複を認めるものとする。

(5) 入札の参加資格の確認の結果については、資格確認申請書及

び(1)に示す書類等を提出又は提示した者に対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)により通知する。

4 契約条項及び設計概要書の縦覧

(1) 期間 公告の日から平成28年3月9日(水)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎
16階南側 東京都水道局経理部契約課工事契約係
電話 03-5320-6403(ダイヤルイン)

5 図面及び仕様書の無償譲渡

3の結果、この競争入札に参加する資格があると確認された者については、図面及び仕様書を次の条件をもって無償譲渡する。

(1) 積算以外の目的に使用しないこと。

(2) 使用後は、裁断した上で廃棄すること。

なお、この条件に違反した場合は、以後の入札における指名を制限する。

6 入札手続等

(1) 入札の締切日時

入札に参加する資格があることの確認を受けた日から平成28年3月8日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後6時まで(最終日は午後5時まで)に、電子調達システムにより提出すること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年3月9日(水) 午前9時

イ 場所 4(2)に同じ。

(3) 入札参加者は、東京都水道局が配布した積算内訳書又はこれに準ずるものを添付した資料(以下「積算内訳書」という。)に必要事項を記載し、記名押印の上、作成しておかなければな

らない。

また、東京都水道局から提出の指示があった場合には、開札前であっても速やかに提出しなければならない。

(4) 入札手続等は、東京都水道局が定めた競争入札等参加者心得（電子入札編）（平成16年8月20日付16水経契第688号。以下「入札心得」という。）及び東京都水道局電子入札運用基準（平成16年8月20日付16水経契第688号）による。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 入札者は、開札に立ち会うことができる。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当局職員が立ち会う。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札を実施する日の入札前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都水道局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保険証券を東京都水道局に提出したとき。

イ 確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(8) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都水道局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にそ

の履行保証保険契約に係る保険証券を東京都水道局に提出したとき。

イ 確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申込みを行った者のした入札

ウ 積算内訳書を作成しない者のした入札

エ その他入札心得に違反したとき。

(10) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。落札予定者は、当局の指示により、持参した積算内訳書等(以下「確認書類」という。)を提出し、内容の確認を受けなければならない。

(11) 落札予定者とされた者は、その者が提出した確認書類の内容を確認した後、落札者とする。ただし、落札予定者が提出した確認書類の内容の確認が得られない場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とし、同様に確認書類の内容を確認する。

(12) 前払金は、東京都水道局財務規程(昭和35年東京都水道局管理規程第22号)第265条第1項の規定により、次のとおり支払う。

ア 契約金額が36億円未満の場合、契約金額の40%を超えない範囲内で3億6千万円を限度とする額

イ 契約金額が36億円以上の場合、契約金額の10%を超えない範囲内の額

(13) この入札において不服がある場合は、東京都入札監視委員会水道局事前審査運営要領(平成14年4月1日付13水経契第403号)により、次のとおり苦情申立てを行うことができる。

ア この入札に参加する資格がないと判断された者

(ア) 苦情申立ての範囲 入札参加資格がないと判断された理由

(イ) 期間 入札参加資格がないとの通知を受けた日の翌日から起算して10日以内

(ウ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都水道局経理部契約課契約調整担当

電話 03-5320-6402(ダイヤルイン)

8 競争入札参加資格審査

(1) 東京都における平成27・28年度建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を希望するものは、平成28年2月8日(月)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書ほか必要書類を提出して審査を受けなければならない。

(2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(平成27年3月31日付特定調達第2331号)を参照のこと。

9 その他

(1) この入札公告に定めた資料の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、提出された確認書類等は、返却しない。

(2) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、東京都水道局に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書の変更及び契約金額の変更を行う。詳細は、特記仕様書等による。

(3) 本契約事務の担当部署 4(2)に同じ。